

国立国語研究所人事委員会規程

平成21年10月1日
国語研規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所運営会議に置かれる専門委員会規程第6条の規定に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）人事委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、研究所の研究教育職員の採用及び昇任人事に係る候補者の選考に関する事項の審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 運営会議委員のうち運営会議議長が指名する研究所外の者 若干名
- (2) 運営会議委員のうち運営会議議長が指名する研究所内の者 若干名

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。